

令和8年度城下町長府地区歴史的施設活用調査委託業務 基本仕様書

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、令和8年度城下町長府地区歴史的施設活用調査委託業務（以下「本業務」という。）の要求仕様を示し、あわせて本業務に関する公募型プロポーザルにおける諸条件等を示すものである。

業務委託契約書に添付する仕様書については、受託候補者と協議の上、別途作成するものとする。

2 業務目的

下関市では、「城下町長府地区都市再生整備計画」を策定し、長府地区における歴史的地域資源の活用・伝承や、回遊性向上により、誰もが心豊かに過ごし・暮らせる魅力あふれるまちづくりを目指している。

この業務は、当該計画を達成するため、長府地区の歴史・文化を活かし、回遊性向上に資するためのソフト事業を実施し、事業結果を今後の整備に活かすことを目的とする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所・対象区域

城下町長府地区都市再生整備計画に定める滞在快適性等向上区域（長府苑のほか、関見台公園、下関市立美術館などの地区の核となる都市施設が集積する1km程度の歩ける範囲のエリア）を中心とした区域（以下「長府地区」という。）。

5 業務内容

長府地区の歴史・文化を活かした回遊性向上につながるストーリーを作り、コンセプトを提示する。そのコンセプトに基づいた仕組みを作り、仕組みを実証する事業及び長府苑の利活用促進につながる事業を実施すること。

（1）回遊性向上のためのコンセプトと仕組みの作成

- ① 長府地区の特性を活かした回遊性向上につながるストーリーを作成すること。
- ② ストーリーに基づいたコンセプト（基本的な考え方）を提示すること。
- ③ コンセプトに基づいた将来的に自走可能な回遊性向上のための仕組み（きっかけ）を作成すること。

（2）実施事業

① 回遊性向上実証事業

- ア （1）の仕組みを実証でき、かつ多くの人が参加できる事業を、提案者が実施すること。
- イ 施設間の移動が楽しくなる工夫をすること。

- (例) 主要施設や動線のライトアップ、花回廊、馬車の運行試験など。
- ウ 事業実施は、2日以上とする。
- エ 回遊性向上実証事業に係る経費は、提案者が負担する。
- ② **長府苑利活用実証事業**
- ア 長府苑の利活用促進に向けた事業を実施すること。
- イ 実施主体は原則として、一般から募集し選ばれた者（以下「公募者」という。）とするが、下関市や提案者が発案する事業を、提案者が主体で実施することもできる。
- ウ 長府苑利活用実証事業を、①回遊性向上実証事業と同時に実施できるものとする。
- エ 一般公募に関する業務（募集、公募者への通知、公募者の事前準備・実施・後片付けへの立会、アンケート等）は提案者が行い、これらの経費は提案者が負担すること。
- オ 公募者の長府苑利活用実証事業に関する業務（広報、事前準備、実施、後片付け等）は、原則として公募者が行い、これらの経費は公募者が負担する。
- カ 長府苑利活用実証事業数は、10事業程度とする。
- ③ **その他**
- ア 原則として提案者が主体となり、地元関係者等で構成する組織で協議の上、事業を実施すること。（例：実行委員会等）
なお、組織作りにあたっては下関市と協議の上、行うこと。
- イ ②長府苑利活用実証事業の選定に当たっては、過去に実施したイベントの成果等も考慮し、原則として組織で協議の上、下関市が決定する。
- ウ 参加費等料金を徴収する場合は、飲食費や食材費など、参加者が負担することが適當な費用に充てることとし、委託料とは明確に区分すること。
なお、参加費の金額設定については、事前に下関市と協議の上、決定すること。

(3) 実施計画作成

事業を効果的に行うために、事業実施体制、準備スケジュール、広報計画を盛り込んだ実施計画を作成すること。

(4)(2)の事業に係る利用者への意見聴取

アンケートにより、利用者の意見を聴取し、集計すること。

(5)回遊性向上のための持続可能な仕組み及び長府苑利活用への提言

業務によって得られた知見や事業の結果を踏まえ、回遊性向上のための持続可能な仕組み作りに資する整備やソフト事業、長府苑利活用について、成果報告書により提言すること。

6 成果報告書の提出

事業の内容や公募者の連絡先、実施結果等について下関市へ報告するとともに、提言をまとめた成果報告書を作成し、下関市へ提出すること。

○成果物

- ・製本 1部（A4サイズの紙媒体。A3サイズがある場合は折りたたむこと。）

7 留意事項

- (1) 城下町長府地区都市再生整備計画については、別紙「都市再生整備計画城下町長府地区」を参照すること。
- (2) 城下町長府地区都市再生整備計画の基礎となる「城下町長府地区散策拠点等整備計画作成業務の概要」（計画の趣旨、地区の現状と課題、長府苑の管理運営の方向性などを掲載。）、令和6年度長府苑トライアル企画実績、令和7年度城下町長府地区歴史的施設活用調査委託業務一覧の入手を希望する場合は、事務局（下関市都市整備部公園緑地課）へ問い合わせること。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、関係機関と調整すること。
- (4) イベントの実施に当たっては、イベント保険に加入すること。
- (5) 長府苑は、火気厳禁並びに宿泊及びペット不可とすること。
- (6) 長府苑及び周辺は住宅街であることから、近隣の迷惑にならないよう十分に配慮すること。
- (7) 受託者は下関市と密接な連携を図り、効率的進行に努めること。
- (8) 業務を遂行する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、業務従事後も当該業務に従事していた全ての従事者に遵守されること。また、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (9) 業務に関する資料・成果品の一切の権利は、全て下関市に帰属するものとし、受託者は、下関市の許諾なしにこれらを他に公開し、貸与し、及び使用することができない。
- (10) 受託者又は第三者が権利を有している素材(写真や図・表等)を用いる場合は、成果物の二次利用等が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。
- (11) 天候や感染症対策等により、予定していた事業の中止や企画の見直しが必要となる場合は、下関市と協議の上、行うこと。
- (12) 受託者は、業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に明記されていない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに下関市と協議を行うこと。